

特別養護老人ホーム ゆうなぎの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉幸会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設（以下「施設」という）が行うユニット型介護福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自律的な日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ゆうなぎの里
- (2) 所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田55番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（常勤）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 副施設長（施設長代理兼管理者） 1名（常勤）
副施設長として専ら施設の職務に従事し、管理者として施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。また、従事者に必要な指揮命令を行う。
- (3) 医師 1名（嘱託医）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 生活相談員 1名（常勤）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(5) 介護職員 20名(20名:常勤)

入所者の日常全般にわたる介護業務を行う。

(6) 看護職員 2名(常勤)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(7) 栄養士 1名(常勤)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。

(8) 事務職員 2名(常勤)

必要な事務を行う。

(9) 機能訓練指導員 2名(看護職員2名 兼任)

入所者の機能訓練に関する業務を行う。

(10) 介助員 2名(非常勤)

入所者の衣類の洗濯及び施設内の清掃業務を行う。

(入所定員及びユニットの数)

第5条 施設のユニットは4ユニットとし、施設の入所定員は39名(ユニットA10名、ユニットB10名、ユニットC9名、ユニットD10名)とする。

(入所者に対するサービス内容)

第6条 この事業所が行うサービスは、次のとおりとする。

- (1) 給食サービス 栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (2) 入浴サービス 個浴の実施など入居者の意向に応じた入浴機会を週に最低2回以上提供する。
- (3) 生活相談 生活相談員に、日常生活に関することなどについて相談援助を行なう。
- (4) 機能訓練 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。
- (5) 介護 食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。
- (6) 健康管理 医師の指示により健康管理、保健指導を行う。
- (7) レクリエーション グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランティアの慰問もある。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割とする。ただし、所得が一定以上の場合はその2割又は3割とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 1日につき1,445円
- (2) 居住費 ユニット型個室 1日につき2,066円
- (3) 希望食 実費

- (4) 理美容代 実費
- (5) 健康管理 インフルエンザ等予防接種費用 実費
- (6) レクリエーション、クラブ活動費 実費

3 特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第1段階

| | 居 住 費 | 食 費 |
|---------|-------|-------|
| ユニット型個室 | 880 円 | 300 円 |

☆利用者負担第2段階

| | 居 住 費 | 食 費 |
|---------|-------|-------|
| ユニット型個室 | 880 円 | 390 円 |

☆利用者負担第3段階①

| | 居 住 費 | 食 費 |
|---------|---------|-------|
| ユニット型個室 | 1,370 円 | 650 円 |

☆利用者負担第3段階②

| | 居 住 費 | 食 費 |
|---------|---------|---------|
| ユニット型個室 | 1,370 円 | 1,360 円 |

☆利用者負担第4段階

| | 居 住 費 | 食 費 |
|---------|---------|---------|
| ユニット型個室 | 2,066 円 | 1,445 円 |

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、日常生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

- 2 入所者は外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を施設長に届出て、承認を受けなければならない。
- 3 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - (2) 指定した場所以外で喫煙すること。
 - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動をすること。
 - (4) その他この規定の定めに対すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護老人福祉施設は、現に介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに、入所者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規定第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を偏成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練） 月1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用の徹底 随時
- (7) その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束に関する事項)

第12条 施設及び職員は、入居者の行動を制限するような身体拘束は行わない。ただし、入居者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同

意を得るものとし、その記録を2年間保存する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、施設従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 従業者の資質向上のため、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

| | |
|-----------|------|
| 平成23年4月1日 | 一部改定 |
| 平成24年4月1日 | 一部改定 |
| 平成26年4月1日 | 一部改定 |
| 平成27年8月1日 | 一部改正 |
| 平成28年4月1日 | 一部改正 |
| 平成30年4月1日 | 一部改正 |
| 平成31年4月1日 | 一部改正 |
| 令和元年8月1日 | 一部改正 |

| | | |
|----|---------|------|
| 令和 | 元年10月1日 | 一部改正 |
| 令和 | 2年4月1日 | 一部改正 |
| 令和 | 3年4月1日 | 一部改正 |
| 令和 | 3年8月1日 | 一部改正 |
| 令和 | 4年4月1日 | 一部改定 |
| 令和 | 6年4月1日 | 一部改定 |
| 令和 | 6年8月1日 | 一部改定 |
| 令和 | 7年4月1日 | 一部改正 |
| 令和 | 8年4月1日 | 一部改正 |

